

(参考資料3) デザイン審査部会での審査事項等

審査体制等

- 部会の会議は非公開
- 必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる
- その他、審査の運営に必要な事項は、部会長が定める

審査事項

- 景観計画に基づく協議・届出
- 大規模面的整備の検討書
- デジタルサイネージ等に関する協議・報告
- その他、良好なまちなみの形成に必要な事項についての調査、検討

等

審査対象となる種類

- ◆ **建築物**に関する審査
 - ・ 景観計画の協議・届出（建築物）
 - ・ 大規模面的整備の検討書に関する事
- ◆ **土木構造物**に関する審査
 - ・ 景観計画の協議・届出（工作物）
 - ・ 景観重要公共施設の整備、占用許可等に関する事
- ◆ **広告物**に関する審査
 - ・ 景観計画の協議・届出（広告物）
 - ・ デジタルサイネージ等に関する事 (※)
- ◆ その他
 - ・ 景観形成基準に関する事 等

部会の運営イメージ

- 毎月第●○曜日に開催する等、**定例開催日**を決め、部会に諮る案件がない場合は、開催1週間前までに事務局より連絡する
- 審査対象となる種類等により、**ワーキングメンバー**を決める
- 部会の成立要件は、部会長及びワーキングメンバーを含む**2名以上**により審査を行う

(※) 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等に関する取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）第4条の設置協議及び第11条の実績報告があった場合は、必ず委員会の意見聴取を行う